

〈〈訪問看護 カラフルステーション 利用料金〉〉 令和8年6月1日～

保険種別	介護保険による訪問看護	医療保険による訪問看護
訪問看護を利用できる方	要介護者など介護保険の被保険者で、主治医が訪問看護を必要と認めた方	主治医が訪問看護の必要を認めた方 ①介護保険の対象でない(非該当)の方等 ②介護保険の被保険者のうち、厚生労働大臣が特に定めた疾患や症状の方等 ③急性増悪等により頻回訪問看護を要する
訪問回数	ケアプランに準ずる	厚生労働大臣が定める疾病等、急性増悪時を除き週3回まで
利用料金 (保険適応)	費用の1割～3割を負担 (1単位=11.4円) <訪問看護費(介護保険対象)> 20分未満 314単位/回 30分未満 471単位/回 30分以上60分未満 823単位/回 60分以上90分未満 1128単位/回 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 294単位/回(20分) ※1日3回以上 90/100 <介護予防訪問看護費(要支援)> 20分未満 303単位/回 30分未満 451単位/回 30分以上60分未満 794単位/回 60分以上90分未満 1,090単位/回 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 284単位/回 訪問介護 1日3回以上 90/100 週6回 介護予防 1日3回以上 50/100	費用の保険割合分に応じた額を負担(1～3割) 訪問看護基本療養費Ⅰ(保健師・助産師・看護師 1回30～90分) 週3日目まで 5,550円 週4日目以降 6,550円 (理学療法士等) 5,550円 基本療養費Ⅱ(同一建物居住者で3人以上9人以下の場合) 週3日目まで 2,780円 週4日目以降 3,280円 基本療養費Ⅲ(外泊中の訪問看護) 8,500円 管理療養費 月の初日 7,710円 2日目以降 3,010円
加算 (保険適応) ※別途任意で契約	早朝・夜間加算 単位数の25% 深夜加算 単位数の50% 初回加算Ⅰ(看護師が退院日退所日に初回訪問) 350単位 初回加算Ⅱ 300単位 又は退院時共同指導加算 600単位 緊急時訪問看護加算 600単位/月	乳幼児加算 1,400円 厚生労働大臣が定める者は 1,800円 夜間早朝訪問看護加算 2,100円 深夜訪問看護加算 4,200円 長時間訪問看護加算(週1回) 5,200円 緊急訪問看護加算 月14日目まで2,650円 月15日目以降2000円



		訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ） R8.6～R9.5 1,830 円 R9.6～ 2,880 円
その他 利用料 (実費) (例)	1 時間 30 分以上を超える場合 3000 円 (特別管理加算対象者以外の場合)  ・ 死後の処置料 20,000 円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 超過利用料金(90 分を越える訪問看護) 30 分毎・・・・・・・・・・1,000 円</li> <li>・ 営業日以外の時間内の利用料金 1 回につき・・・・・・・・・・1,500 円</li> <li>・ 営業日以外の時間外の利用料金 1 回につき・・・・・・・・・・2,000 円</li> <li>・ 交通費 通常の事業の実地地域以外 1 訪問・・・・・・・・・・400 円</li> <li>・ 死後の処置料 20,000 円</li> </ul>
キャンセル料 (例)	利用者の都合により、当日の利用を中止した場合、キャンセル料として、訪問看護料の全額を徴収。 ただし、利用者の体調不良等、正当な事由がある場合は、この限りではない。	
その他	サービス提供に必要な費用 (介護用品)・・・・・・・・・・実費	

※各種保険の他、公費負担医療もお取扱いいたします。また、主治医より一時的に頻繁な訪問看護の必要があるとの指示があった場合は、医療保険での対応となります。